

○標章及び証明書の再交付

(第 8 条第 1 項又は第 2 項)

審査基準

令和 5 年 9 月 1 日作成

法令名	原子力災害対策特別措置法施行令
根拠条項	第 8 条第 1 項又は第 2 項
処分の概要	標章及び証明書の再交付
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	災害対策基本法施行規則第 6 条の 4 第 2 項
審査基準	判断基準は、法令の定めによる。
標準処理期間	7 日
申請先	警察署の交通課(交通第一課を含む。)、交通部高速道路交通警察隊又は交通部交通規制課
問い合わせ先	警察署の交通課(交通第一課を含む。)、交通部高速道路交通警察隊又は交通部交通規制課企画係